



# 入学資金貸付申込要領

入学決定から入学時までに必要な資金を貸し付けます。既に入学貸付を借り受けている場合でも、貸付限度額の範囲内であれば、貸付を受けることができます。

※「貸付申込要領（共通版）」も併せてお読みください。

目次	1 貸付対象	..... P1～2
	2 貸付額・貸付利率	..... P2～3
	3 申込手続	..... P3～5
	4 貸付日	..... P5
	5 償還	..... P5～6

## 1 貸付対象

入学する方	(1) 組合員 (2) 組合員の子 (3) 組合員の被扶養者（注1）
入学する学校	(1) 学校教育法第1条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）、高等専門学校、大学（大学院） (2) 同法第124条に規定する専修学校（専門学校・高等専修学校）又は同法第134条に規定する各種学校（以下「専修学校等」という。）（注2） (3) 理事長が定める要件に該当する外国の教育機関（注3）

（注1）借受資格のある組合員の被扶養者とは次のいずれかに該当する方です。

- ① 共済組合の短期・保健給付の適用を受けている方（組合員の被扶養者として共済組合より組合員証を交付されている方）
- ② 株式会社等へ派遣されている組合員が加入する健康保険の扶養に入っている方

- ③ 組合員の直系血族、配偶者、兄弟姉妹で主として組合員により生計を維持されている方（聞き取りの上、別途扶養関係のわかる資料の提出についてご案内をします。）

（注2）学校教育法に定める専修学校、各種学校とは、学校教育法に定める要件を満たし、都道府県知事より認可を受けた学校で、いわゆる「認可校」のことです。「専門学校」、「高等専修学校」の名称は一定の要件を満たした専修学校にのみ許されるので、「○○専門学校」、「○○高等専修学校」等の名称の学校は全て貸付の対象です。それ以外の学校が認可校に該当するかどうかは、直接学校にご確認ください。

（注3）理事長の定める要件は次のとおりです。

- ① 当該教育機関発行の入学又は在学証明書、その他理事長が必要と認める書類により貸付の対象となる組合員又はその被扶養者の入学又は在学が証明できる教育機関
- ② 当該教育機関の修業期間が3か月以上であり、授業時数が年間680時間（修業期間が1年未満の場合は、その修業期間に応じて減じた授業時数）以上であること

## 2 貸付額・貸付利率

### (1) 貸付額

申込種別	説明	申込種別ごとの貸付額の上限
大学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学・大学院・学校教育法第1条に規定する高等学校の卒業を入学資格とする専修学校</li> <li>・ 理事長が定める要件に該当する外国の教育機関</li> </ul>	200万円
高校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高校・高等専門学校・上記以外の専修学校等</li> <li>・ 理事長が定める要件に該当する外国の教育機関</li> </ul>	100万円

※ 上記の額の範囲内で必要な額を 1万円単位 で貸し付けます。

※ 入学貸付全体で給料月額（本俸）の6か月分に相当する金額（上限200万円）を超える事はできません。

(注)共済組合から他の貸付を受けている場合は、限度額まで貸付できないことがあります。

普通貸付（自動車・敷金） 貸付を受けている場合	普通貸付の残額と修学貸付の申込額の合計額が、住宅貸付の限額の範囲内。（上限 1,800 万円）
----------------------------	---

また、すべての貸付残額及び入学貸付の申込額の合計が貸付可能額又は最低保障額のいずれか高い額を超えることはできません。

## (2) 貸付利率

年利（変動金利）1.26% です。

## 3 申込手続

貸付対象の学校の合格通知書を受け取った日から下表の期間内で申込みができます。

入学月	受付日
4月	入学決定日～4月末営業日
4月以外	入学決定日～入学月の翌月末日

※外国の教育機関の場合、原則として入学3か月後の末日が締切日です。

以下の書類を共済組合へご提出ください。（窓口持込の他、庁内メール可）

必要書類	説明
特別貸付申込書(入学)【様式第2号の4】	共済組合所定。
申立書兼同意書 【様式第20号】	共済組合所定。※自署または記名押印をお願いします。
借入金明細申告書 【様式第21号】	共済組合所定。
借入金明細申告書に記載した借入状況及び毎月の弁済状況を確認できる書類	(例) ※いずれもコピー可 ・住宅ローン申込書 ・融資決定通知書 ・償還表
借用証書 【様式第5号】	共済組合所定。住所は自宅住所(通称名は不可)を記入し、実印を押印してください。 ※訂正不可
印鑑証明書	申込日前3ヶ月以内に発行された最新の住所のものを提出してください。

<p>入学する学校の合格通知書（写） または在学証明書（原本）</p>	<p>在学証明書の場合申込年度発行のもの ※ <u>合格通知書を提出した場合は、入学後すみやかに在学証明書の原本を提出してください。</u> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">提出期限：入学月の翌月末日</span></p>
<p>経費の内訳書【様式第 22 号】</p>	<p>共済組合所定</p>
<p>経費の内訳を確認できる書類 ※経費の内訳書の記載内容が確認できるもの</p>	<p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入学案内書（入学金又は授業料が確認できるもの。入学案内のパンフレット等やホームページに記載があれば当該ページの印刷物で可）</li> <li>・ 住宅賃貸借契約書</li> <li>・ 校納金等が記載されている通知書類</li> <li>・ 領収書（入学に必要な書籍等の物品類）</li> </ul>
<p>専修学校等で、100 万円を超える資金が必要な場合は、高等学校の卒業を入学資格とする証明書</p>	<p>入学案内のパンフレット等やホームページにその旨の記載があれば当該ページの印刷物で可。（合格通知や在学証明書で確認できる場合は不要）</p>
<p>入学する方（被扶養者）が共済組合の短期給付の適用を受けていない場合は、続柄のわかる書類 ※続柄が子以外の場合は別途扶養状況の証明を求めることがあります。</p>	<p>申込日前 3 か月以内に発行された戸籍抄本または続柄記載の住民票等。（原本） ※ <u>住民票は、申込者が世帯主でない場合は不可。</u> ※ 株式会社等に派遣されている組合員で、対象者を勤務先の健康保険の扶養に入れている場合は、対象者の保険証の写し（組合員との扶養の関係が分るもの）で可。</p>
<p>その他</p>	<p>事情により元金の償還猶予を希望される場合は、在学期間のわかる資料の提出を求めることがあります。 審査上必要な場合は、別に書類の提出を求める場合があります。 外国の教育機関の場合は、共済組合へ事前にお問い合わせください。</p>

※ 共済組合所定の様式は職員ポータル→FINE→「人事・旅費・福利厚生」「福利厚生」→「共済」の「共済様式集」または共済組合のホームページから印刷できます。

※ 書類に不備があると受付できませんのでご注意ください。

※ 合格通知で申込みをした方は、必ず入学月の翌月末日までに在学証明書を提出してください。なお、在学証明書には、「職員コード」「借受人氏名」を記入してください。

期限までに提出がないときは、貸付を取り消し、即時償還を命じることがあります。

## 4 貸付日

申込日の属する週の翌週金曜日（金融機関の休業日の場合は直前の営業日）が貸付日です。貸付決定後、貸付決定通知書と個別償還明細表を送付しますので、内容をご確認ください。

あわせて、借受人の所属長にも貸付決定の通知を行います。

## 5 償還

償還は、貸付月の翌月から給与天引きによる元利均等償還となります。

償還回数は 120 回以内（任期に定めのある職員は、貸付月の翌月から任期または雇用期間の終了する月までの月数以内）で、希望する償還回数を申込み時に申し出てください。

### 賞与併用償還

貸付額が 100 万円以上の場合は、賞与(6 月と 12 月)併用償還をすることができます。

賞与分の償還額は、50 万円以上かつ貸付額全体の 1/2 以下の金額で、1 万円単位です。

賞与分の償還期間は、給与償還と同時またはそれ以前に終了するように設定してください。

### 元金の償還猶予について

特に事情がある場合は、修業年限の終了月までの範囲で希望する月まで、元金の返済を猶予することができます。この場合、貸付月の翌月から猶予期間終了月までは利子のみを償還し、猶予期間終了後、申込時に設定した償還回数での元利均等償還となります。元金の償還猶予を希望される場合は、貸付申込時に申し出てください。

なお、任期に定めのある職員は、元金償還猶予を選択することができません。

また、元金償還猶予中は繰上償還ができません。（一括償還は可能です。）

### **給与や賞与から控除できなかった場合**

給与又は賞与の一部もしくは全部が支給されないなどの事情により償還金の控除ができなかった場合は、納付書を送付しますので、指定日までに金融機関で納入してください。なお、振込手数料は自己負担です。

※育児休業や介護休暇の承認期間中については、申出によりその期間中の償還を猶予できません。詳細は貸付申込要領（共通版）の償還の項目をご確認ください。

### **退職した場合**

退職時に未償還元利金がある場合は、退職手当等から控除します。

退職手当で控除しきれない場合は、控除した額との差額を納付書で納入していただきます。

振込手数料は自己負担です。